

職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人海の達人（以下「海の達人」という。）定款第19条の規定により、職員に支給する給与については、この規程の定めるところによる。

第2章 職員に関する給与

第2条 役職員はグループ会社である株式会社ダイイチ及び株式会社マリーナ河芸の職員が兼務しているため、海の達人からの給与は支給されないものとする。